

企業リスク情報に対する 監査判断の探究に向けて

——ドイツ経済監査士に対する調査——*

内 藤 文 雄

1. 非財務情報の開示と監査

東京証券取引所が2015年6月に策定したコーポレートガバナンス・コードにおいて、財務情報のみならず非財務情報の開示とその信頼性の確保が明記され、わが国においても上場会社による非財務情報の拡充が本格的に求められる時代に入ったと言える。非財務情報などに代表されるように、監査の対象がさまざまに異なる場合、監査の不変の機能と可変の機能との峻別が基本的に重要である。⁽¹⁾非財務情報の開示がディスクロージャー制度として拡充されることは同時にその信頼性の保証の議論を避けては通れないし、可能な限り、かかる保証が付与されることが望ましい。⁽²⁾

※ 本稿は、平成28年度科学研究費補助金基盤研究(B)(JSPS 科研費25285144, 研究代表者 内藤文雄)による研究成果の一部である。また、WEB アンケート調査については、平成28年度科学研究費補助金挑戦的萌芽研究(JSPS 科研費15K13061, 研究代表者 内藤文雄)に基づいて実施した。

(1) たとえば、内藤文雄編著(2014)参照。

(2) 澤田真史氏は「将来、財務諸表監査の監査人が非財務情報に関する保証業務を引き受ける可能性が強いのではないかという認識……があるとすれば非常に危険ではないかと考えている。」「非財務情報の保証行為者が責任を負うべき対象範囲を明確にすることは、困難」と述べ、「非財務情報等の保証業務を担う者の取扱いは、慎重に検討されるべきであろう」とされる(同氏『会計プロフェッショナルの矜持

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

かかる方向性は、統合報告が欧州を中心に企業内容開示の新たな情報提供として発展してきていることにも裏付けられる。

たとえば、欧州委員会は2011年に「新 CSR コミュニケーション」を発表したほか、GRI（Global Reporting Initiative）は、サステナビリティ報告ガイドラインを発展的に基準化し、新たな規定内容を付け加えることなく「GRI 基準」（GRI Standards）として2016年10月19日に設定し、サステナビリティ報告の作成と開示にかかるグローバル基準を確立した（2018年7月1日発効。事前適用推奨）。また、国際会計基準審議会（IASB）は2010年に「経営者による説明（MC: Management Commentary）」の実務意見書を公開したほか、国際統合報告審議会（IIRC: International Integrated Reporting Council）は2011年9月に公開草案を公開ののち2013年12月に「国際統合報告フレームワーク」（The International <IR> Framework）を公表するなど、企業リスク情報を含めた非財務情報の開示に関する基準・指針の策定が進行している。

統合報告に対する保証に関し、IIRC は2015年7月に「統合報告に対する保証 – フィードバックの概要と対応措置の要求 –」を公表し、IAASB、IIA 等との連携により保証の問題を考察するスタンスを明確にしている。

また、IAASB は、統合報告ワーキンググループを立ち上げ、統合報告の発展を踏まえ、保証ニーズを把握して保証をめぐる特に重要な問題を探っている。2015年7月には「統合報告に対する保証の探究および外部報告の他の発展動向の調査」を公表している。さらに、同グループは、2016年8月には公開草案「新様式の外部報告に対する信頼および信用の支援」を公表（2016年12月15日コメント期限）し、次の4点を探究している。

- 新様式の外部報告書に関連して、内外に対する信頼と信用を高められる要因

－職業会計人の実態－』清文社、2016年5月、126-127頁参照）。

- 当該報告書に最適の、IAASB 国際基準が対応している職業業務の種類、特に保証業務の種類
- 保証業務に関連した鍵となる課題
- 当該保証業務の質を確保するのに役立つであろう指針の種類

本稿では、企業リスク情報の監査においてどのような判断形成を経て当該情報の信頼性に関する監査意見が表明されているのかを探究する意義を明確にすると同時に、すでに企業リスク情報の監査を法制度の枠組みで実施しているドイツの適用状況を解明すべく企画したドイツ経済監査士に対する質問票調査の内容を紹介する。

II. 企業リスク情報の開示と監査に関する国際比較調査

企業リスク情報の開示と監査に関して、これまでの研究調査内容の概要を再整理しておきたい。

まず、筆者等が2005年9月と2013年11月に実施した2回の国際比較調査⁽³⁾(以下、2005年調査または2013年調査と呼称)についてである。

両調査結果の回答状況を示したものが「表1」である。回答率は低調であり、とくに2013年調査は著しく低く、かかる調査の実施が困難になっている。2005年調査と2013年調査との結果を比較すれば、次を指摘できる。

- 企業リスク情報の開示について、その必要性の認識が増加していること

(3) 2005年調査の対象は、日本、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、フランスの上場会社合計7,480社であり、調査結果は、内藤文雄他共著「企業リスク情報の開示と保証に関する意識調査—主要6ヵ国上場会社の国際比較—(上)・(下)」『週刊経営財務』第2758・2760号、2006年2月、49-59・44-51頁において公表している。また、2013年調査の対象は、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの上場会社合計2,201社であり、調査結果の概要は、松本祥尚・林隆敏・宮本京子・内藤文雄(共著)「企業リスク情報およびCSR情報の開示と監査・保証に関する国際比較分析—日米欧5ヵ国の上場会社に対する質問票調査結果—」『関西大学商学論集』、第59巻第1号、2014年6月、139-169頁において公表している。

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

[表1] 調査対象会社数・回答率

2005年調査	上場会社数 (社。国内会社)	発送数	宛先不明	回答できない 旨の返信	実質発送数	有効回答数	回答率
	日本（東証、2005.07）	2,297	2	3	2,292	400	17.45%
	アメリカ（NYSE、2005）	1,744	72	3	1,669	40	2.40%
	イギリス（ロンドン、2005）	883	15	16	852	45	5.28%
	カナダ（トロント、2005）	1,419	213	9	1,197	85	7.10%
	ドイツ（フランクフルト2005）	637	41	3	593	86	14.50%
	フランス（EURONEXT、2005）	930	49	4	877	62	7.07%
	合計	7,910	392	38	7,480	718	9.60%

(注) 日本：2005年7月25日時点の東京証券取引所（1部・2部・マザーズ）上場国内会社
 アメリカ：2005年8月10日時点のニューヨーク証券取引所上場国内会社
 イギリス：2005年8月31日時点のロンドン証券取引所上場国内会社
 カナダ：2005年8月1日時点のトロント証券取引所上場国内会社
 ドイツ：2005年8月1日時点のフランクフルト証券取引所の1部（第一基準市場）・2部（一般基準市場）
 上場国内会社
 フランス：2005年8月1日時点のEURONEXTの1部および2部上場国内会社

2013年調査

国（証券取引所）	発送数	宛先不明 戻り分	実質発送数	回答できない 旨の返信等*	有効回答数	回答率
日本（東京）	600	0	600	0	16	2.7%
アメリカ（ニューヨーク）	425	15	410	6	2	0.5%
イギリス（ロンドン）	448	9	439	25	1	0.2%
ドイツ（フランクフルト）	444	0	444	46	10	2.3%
フランス（ユーロネクスト）	332	0	332	10	5	1.5%
合計	2,225	24	2,201	87	34	1.5%

* CSR 報告書等の関連するサイトの提示、参考となる各種報告書の電子ファイル付きの変身を含む。
 (注) 日本：2013年9月30日時点の東京証券取引所（1部・2部・マザーズ）上場国内会社（乱数を用いて600社を抽出）
 アメリカ：2013年10月31日時点のニューヨーク証券取引所の上場国内会社（Standard & Poor's 500株価指数構成銘柄の発行会社のうち、メールアドレス判明分）
 イギリス：2013年10月31日時点のロンドン証券取引所の上場国内会社（FTSE 株価指数構成銘柄の発行会社のうち、メールアドレス判明分）
 ドイツ：2013年9月15日時点のフランクフルト証券取引所の上場国内会社（Prime 市場・General 市場のうち、メールアドレス判明分）
 フランス：2013年9月15日時点のEURONEXTの上場国内会社（大会社・中会社・小会社各市場のうち、メールアドレス判明分）

- 開示されているリスク情報の種類が増加していること
- 開示内容として、記述的な説明（リスクの性質など）・損失見積金額・発生可能性のいずれもその必要性の認識が減少していること
- 企業リスク情報の保証について、その必要性の認識は微増していること（監査またはレビューが必要とする回答割合は、65.5%（2005）から70.2%（2013）に増加している）

III. ドイツにおける企業リスク情報の開示の規定改正と監査への影響

次に、ドイツにおける企業リスク情報の開示の規定改正と監査への影響を整理する。

企業リスク情報の開示について、ドイツでは2004年貸借対照表改革法により状況報告書において企業リスクに関する情報の記載が義務付けられたのち、開示の拡充が図られている。また、企業リスク情報に対する法定監査も強制され、実施されている。以下、これらの詳細を説明する。

III-1 ドイツにおける企業リスク情報の開示義務

ドイツにおける企業リスク情報の開示に関する法律上の義務の要点は、次の通りである。

- 2003年12月 EU 第4号指令の改正により非財務情報の開示と監査が拡充され、EU 各国はこれを国内法に取り込むことになる。
- 2004年 ドイツでは、上記の4号指令改正を受けて、貸借対照表法改革法（国際会計基準の導入および決算書監査の質の確保に関する法律 Bilanzrechtsreformgesetz）を制定し、商法典第289条の改正により、状況報告書において企業リスクに関する情報の記載を2004年12月31日後に開始する事業年度から義務付けた。これにともない、企業リスクに関する情報も法定決算書監査の対象となった。
 - (i) 重要なチャンスとリスクの予想される動向の評価・判断・根拠となる仮定（第1項）
 - (ii) リスク・マネジメントの目標・方法、企業を危険にさらす支払資金フロー変動リスク（価格変動リスク・損失リスク・流動性リスク・金融デリバティブに関連）（第2項）
 - (iii) 環境および従業員の利害関係情報（第3項）

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

- 2006年6月 EU第4号指令の改正
- 2009年5月 上記の指令改正を受けて、ドイツでは、貸借対照表法現代化法（貸借対照表法の現代化に関する法律 Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz (BilMoG)）が制定され、商法典第289条の改正により、状況報告書には「会計処理プロセスに関連した内部統制システムおよびリスク・マネジメント・システムの重要な特徴」（第5項）の記載が義務付けられた。なお、これらの記載も法定決算書監査の対象となる。

なお、ドイツの法定開示制度では、資本公司（株式会社、株式合資会社および有限責任会社）は、商法典第267条により、大・中・小に分類され、大・中・小・資本市場指向資本公司の別に開示の必要性やその内容が異なっている。商法典第267条は、「規模基準の範囲規定（Umschreibung der Größenklassen）」として大中小の区別を次の基準のように定めている。

- (1) 小会社は、次の3条件のうち少なくとも2条件の値を超えない会社である。
 1. 総資産600万€（7.2億円）
 2. 決算日直近12か月間の売上高1,200万€（14.4億円）
 3. 年平均50人の従業員数
- (2) 中会社は、第1項の3条件のうち少なくとも2条件の値を超え、かつ、次の3条件のうち少なくとも2条件の値を超えない会社である。
 1. 総資産2,000万€（24億円）
 2. 決算日直近12か月間の売上高4,000万€（48億円）
 3. 年平均250人の従業員数
- (3) 大会社は、第2項の3条件のうち少なくとも2条件の値を超える会社である。第264d条の意味での資本公司、つまり、資本市場指向資本公司（ある資本公司が有価証券取引法第2条第1項の意味での有価証券の発行を通じて同法第2条第5項の意味での組織化された市場を

利用するか、または、かかる有価証券の取引の許可を組織化された市場を申請しているならば、その資本会社は資本市場指向的である)は、常に大会社とみなされる。

ドイツの法定開示制度において、法定代理人は、前事業年度に対する年度決算書および状況報告書を事業年度の最初の3ヶ月間に作成しなければならないが、小会社は状況報告書の作成が免除されている(商法典第264条1項)。

また、国内に所在する資本会社(親会社)の法定代理人は、親会社が他の企業(子会社)に対して直接・間接に支配的な影響を行使できるならば、前コンツェルン事業年度に対するコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を事業年度の最初の5ヶ月間に作成しなければならない。ただし、親会社が同第325条第4項第1文の意味での資本市場指向会社であるならば、事業年度の最初の4ヶ月間に作成しなければならない(同第290条1項)。

ただし、コンツェルン決算書およびコンツェルン事業報告書の作成は、

- ・コンツェルンを前提として、総資産2,400万€(28.8億円)を超えない場合、売上高4,800万€(57.6億円)を超えない場合、または、従業員250人を超えない場合の3条件のうち、少なくとも2条件を満足する大会社である親会社、または
- ・コンツェルンを前提として、中会社である親会社

の場合、免除される(同第293条1項)。

決算書と状況報告書の監査に関し、決算書監査人による監査を受けなければ、年度決算書・事業報告書は確定せず、また、コンツェルン決算書・コンツェルン事業報告書は承認されたことにならない(第316条1項・2項)。確定・承認された年度決算書、状況報告書および確認の付記またはその拒絶の付記は、それが決算日に関係する限り、その事業年度の決算日後遅くとも1年以内に提出されるものとする⁽⁴⁾と規定されている(同第325条1a項)。ただし、商法典第327a条の意味での資本会社でない資本市場指向資本会社は、確定・

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

承認された年度決算書、状況報告書および確認の付記またはその拒絶の付記の提出期間は最長4か月間である（同第325条4項）。これらの規定は、コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を作成しなければならない資本会社の法定代理人に対して同様にあてはまる（同第325条3項）。

III-2 企業リスク情報の開示基準

ドイツにおける企業リスク情報の開示に関する基準の設定状況は、次の通りである。

- 2001年5月28日 ドイツ会計基準第5号（DRS 5）「リスク報告」制定。2003年と2005年に一部改正される。
- 2005年2月26日 同第15号（DRS 15）「状況報告」制定。これは、商法典第315条によりコンツェルン状況報告書を作成する義務のあるまたは任意に作成する親会社に対する状況報告書の作成基準である。
- 2012年9月14日 ドイツ会計基準第20号（DRS 20）「コンツェルン状況報告書」の新たな設定。この基準は、商法典第289条・第315条による状況報告書に対し、2012年12月31日後に開始する事業年度から適用されている。当時、事前適用も推奨されていた。この基準により、予測報告、リスク報告およびチャンス報告の内容が変化した。

III-3 予測報告・リスク報告・チャンス報告の変化

（1）予測報告（Prognosebericht）

予測報告とは、将来の発展の見通しであり、次年度の売上高や利益の予測が開示される。その考慮期間が従来の最低2年から1年に短縮された。

また、予測報告では、「図表1」に示したように、報告年度と予測年度で

（4）組織化された市場で専ら最低10万€（1,200万円）または同等通貨額の負債証券により借入を行っている資本会社のこと。

の数値の比較が必須となった。これにより、予測の正確性の向上と予測の重要な仮定とコンツェルン決算書との整合化が図られている。

[図表1] 予測報告の種類とその可否

	予測の種類	定義	例示
容認	時点予測	数値の開示のある予測	「我々は、20XX年事業年度について <u>1億ユーロ</u> の売上高を期待している。」
	区間予測	2つの数値間の変動幅の開示のある予測	「我々は、20XX年事業年度について <u>9千万ユーロから1億1千万ユーロ</u> の間の売上高を期待している。」
	制限付きの比較に基づく予測	報告期間の実際値との比較での変動額の開示のある予測で変動の方向と強さの開示があるもの	「我々は、20XX年事業年度について <u>少し増加</u> するの売上高を期待している。」
否認	比較に基づく予測	報告期間の実際値との比較での変動額の開示のある予測で変動の方向の開示があるもの	「我々は、20XX年事業年度について <u>増加</u> する売上高を期待している。」
	質的予測	言葉による論証だけが行われている予測	「我々は、20XX年事業年度について <u>満足</u> できる売上高を期待している。」

※DRS 20.11の規定による整理。比較するため、相違する点について下線を追加している。

たとえば、ドイツテレコム の予測報告 (Deutsche Telekom 2015, S. 116-119) では、次のような開示が行われている (一部抜粋)。

PROGNOSE ¹	予測
<p>GESAMTAUSSAGE DES VORSTANDS ZUR VORAUSSICHTLICHEN ENTWICKLUNG DES KONZERNES</p> <p>Wir bleiben auf erfolgreichem Wachstumskurs und unterstreichen einmal mehr unser Ziel, der führende Telekommunikationsanbieter in Europa zu sein. Bereits jetzt verfügen wir über das beste und modernste integrierte Netz, um auch in Zukunft mit integrierten Produkten die Erwartungen unserer Kunden erfüllen zu können. Diese Positionierung geht einher mit unseren finanziellen Ambitionen bis 2018, die wir auf unserem Kapitalmarkttag im Februar 2015 kommuniziert haben. So streben wir für den Zeitraum zwischen 2014 und 2018 folgende durchschnittliche Wachstumsraten pro Jahr (CAGR) an:</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ Umsatz: 1 bis 2% ■ Bereinigtes EBITDA: 2 bis 4% ■ Free Cashflow: etwa 10% <p>Auch kurzfristig – in unserer Guidance für 2016 – erwarten wir für unsere wesentlichen finanziellen Leistungsindikatoren Zuwächse gegenüber dem Geschäftsjahr 2015; alle Einschätzungen basieren auf der Annahme einer vergleichbaren Konsolidierungsstruktur sowie konstanter Wechselkurse:</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ Beim Umsatz erwarten wir für 2016 gegenüber dem Vorjahr einen Anstieg. ■ Das bereinigte EBITDA 2016 wird bei rund 21,2 MRD. € erwartet – nach 19,9 MRD. € im Jahr 2015. 	<p>コンツェルンの発展の予想についての取締役会の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠距離通信提供事業者として収益性の高い成長コースにある旨 ・ 成長は2018年度まで継続できる見込み ・ 2014年度から2018年度までの平均成長率は次の通り <ul style="list-style-type: none"> ■ 売上高 1-2% ■ 調整後 EBITDA 2-4% ■ フリーキャッシュ 約10% ・ 短期的には、2015年度に比較して2016年度は次のように成長している。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 売上高は2016年度に前年度より増加 ■ 調整後 EBITDA は2015年度の1,990万€から2016年度は約2,120万ユーロに増加

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

■ Der Free Cashflow soll von 4,5 MRD. € im Jahr 2015 auf rund 4,9 MRD. € im Jahr 2016 steigen.

Insgesamt erwarten wir für unsere finanziellen Leistungsindikatoren folgende Entwicklungen:

■ Beim Umsatz erwarten wir für 2016 und 2017 jeweils gegenüber dem Vorjahr einen Anstieg. Grund dafür ist v. a. unser operatives Segment USA, das mit seinem innovativen Geschäftsmodell überaus erfolgreich auf dem Markt agiert.

■ Unser bereinigtes EBITDA wird 2016 bei rund 21,2 MRD. € und 2017 stark steigend gegenüber dem Vorjahr erwartet. Neben der positiven Umsatzentwicklung ist die Umstellung auf das Endgeräte-Mietmodell bei T-Mobile US ein wesentlicher Treiber. Die Aufwendungen für die Endgeräte belasten dabei nicht das bereinigte EBITDA, sondern werden über die Vertragslaufzeit in den Abschreibungen erfasst. Im Zusammenhang mit dem Endgeräte-Mietmodell gehen wir für die Zukunft von einer höheren Volatilität im Hinblick auf die Entwicklung unserer Ergebnisgrößen aus, da diese in zunehmendem Maße von der Kundenentwicklung und von Kundenentscheidungen in den USA abhängig sind.

■ フリー・キャッシュフローは2015年度の450万€から2016年度は約490万ユーロに増加

・総合的にみれば、財務的な収益性指標は次のように期待できる。

■ 売上高が2016年度と2017年度についてそれぞれの前年度よりも上昇

■ 調整後 EBITDA が2016年度には約2,120万€（25億4,400万円）に増加し、また、2017年度には前年度に比較して大きく上昇

かかる記述的な説明に加えて、次のような財務的な収益性指標の予測が地域別に詳細に示されている。

Finanzielle Leistungsindikatoren	2015実績		2015見積り		2016予測		2017予測		2018までの見通し	
	Ergebnisse 2015	Proforma 2015 ¹	Erwartungen 2016 ²	Erwartungen 2017 ³	Erwartungen 2018 ⁴	Erwartungen 2019 ⁵	Erwartungen 2020 ⁶	Erwartungen 2021 ⁷	Erwartungen 2022 ⁸	Erwartungen 2023 ⁹
UMSATZ										
Konzern	Mrd. €	69,2	69,0		Anstieg	Anstieg			CAGR 1-2 % ¹⁰	
Deutschland	Mrd. €	22,4	22,4		leichter Rückgang	stabiler Verlauf				[用語意味]
USA (in lokaler Währung)	Mrd. US-\$	32,1	32,1		starker Anstieg	starker Anstieg				Anstieg 増加
Europa	Mrd. €	12,7	12,9		Rückgang	stabiler Verlauf				Rückgang
Systemgeschäft	Mrd. €	8,6	8,2		stabiler Verlauf	Anstieg				減少
davon: „Market Unit“	Mrd. €	7,1	6,7		stabiler Verlauf	Anstieg				
BETRIEBSERGEBNIS (EBIT)	Mrd. €	7,0	7,0		starker Anstieg	starker Anstieg				
EBITDA	Mrd. €	18,4	18,4		starker Anstieg	starker Anstieg				
EBITDA (BEREINIGT UM SONDEREINFLÜSSE)										
Konzern	Mrd. €	19,9	19,9		rund 21,2	starker Anstieg			CAGR 2-4 % ¹¹	leichter 少し
Deutschland	Mrd. €	8,8	8,8		rund 8,8	leichter Anstieg				
USA (in lokaler Währung)	Mrd. US-\$	7,4	7,4		rund 9,1	starker Anstieg				starker 大きく
Europa	Mrd. €	4,3	4,3		rund 4,3	stabiler Verlauf				
Systemgeschäft	Mrd. €	0,8	0,7		rund 0,8	leichter Anstieg				stabiler Verlauf 堅調
ROCE	%	4,8			leichter Anstieg	starker Anstieg			ROCE > WACC ¹²	
CASH CAPEX ¹³	Mrd. €									
Konzern	Mrd. €	10,8	10,8		rund 11,2	Anstieg			CAGR 1-2 % ¹⁴	
Deutschland	Mrd. €	4,0	4,0		Anstieg	starker Anstieg				
USA (in lokaler Währung)	Mrd. US-\$	4,6	4,6		stabiler Verlauf	Anstieg				starker 約
Europa	Mrd. €	1,6	1,6		starker Anstieg	leichter Rückgang				
Systemgeschäft	Mrd. €	1,2	1,2		leichter Rückgang	leichter Rückgang				
FREE CASHFLOW (VOR AUSSCHÜTTUNG, INVESTITIONEN IN SPEKTRUM)	Mrd. €	4,5	4,5		rund 4,9	starker Anstieg			CAGR = 10 % ¹⁵	
RATING										
Standard & Poor's, Fitch			BBB+		von A- bis BBB	von A- bis BBB	von A- bis BBB	von A- bis BBB		
Moodys			Baa1		von A3 bis Baa2	von A3 bis Baa2	von A3 bis Baa2	von A3 bis Baa2		
SONSTIGE										
Dividende je Aktie ¹⁶	€	0,55			Dividende folgt Free Cashflow-Wachstum, Minimum 0,50 €	Dividende folgt Free Cashflow-Wachstum, Minimum 0,50 €	Dividende folgt Free Cashflow-Wachstum, Minimum 0,50 €			
EPS (bereinigt um Sondererlöse)	€	0,90			starker Rückgang	starker Anstieg			= 1	
Eigenkapitalquote	%	26,5			25 bis 35	25 bis 35	25 bis 35		25 bis 35	
Relative Verschuldung		2,4 x			2 bis 2,5 x	2 bis 2,5 x	2 bis 2,5 x		2 bis 2,5 x	

- * CAGR: Compound Annual Growth Rate. The mean annual growth rate of an investment over a specified period of time longer than one year.
- * ROCE: Return On Capital Employed (=Earnings Before Interest and Tax (EBIT) / Capital Employed (=Total Assets - Current Liabilities))

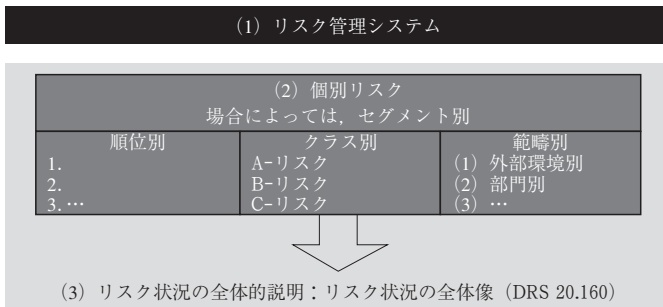
(2) リスク報告の変化

リスク報告 (Risikobericht) では、予測報告を前提として、「当該企業にとって予測または目標とのマイナスの乖離に帰着しうる、ありうる将来の発展または事象」(DRS 20.11) がリスクとしてとらえられている。つまり、次年度の売上高や利益の予測が下振れする可能性をリスクとして開示することになる。

かかるリスクに対して、①リスク管理システムでのリスクの対応、②ありうる個々のリスクの詳細な記述、および、③リスク状況の全体に対する経営者の評価の3点が状況報告書(コンツェルン状況報告書を含む)に開示される。

このように、DRS 20 は、リスク開示の要求を強化し、リスク状況の包括的な表示を求めるとともに、資本市場指向会社に対するリスク管理システムに関連した報告の要求を拡大させている。その結果は、「図表2」や「図表3」に示されるようなリスクの開示に具現化されている。

[図表2] 状況報告書におけるリスク報告の構成

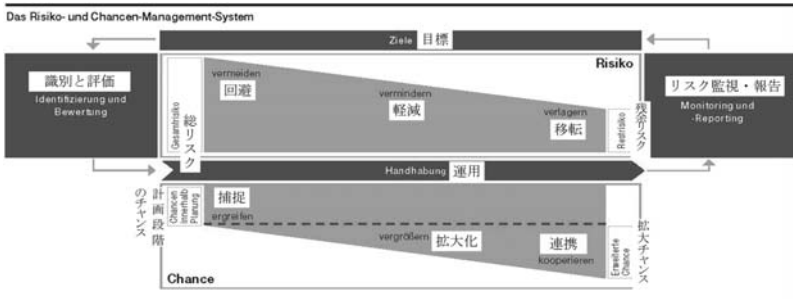


(出所: Schröder (2014), S. 13)

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

「図表2」の「(1) リスク管理システム」の記載例として、ドイツテレコム（Deutsche Telekom 2015, S. 125-126）は次のように開示している。

<p>RISIKO- UND CHANCEN-MANAGEMENT-SYSTEM</p> <p>Als einer der weltweit führenden Anbieter von Telekommunikation und Informationstechnologie sind wir zahlreichen Unsicherheiten und Veränderungen ausgesetzt. Um in diesem nach wie vor volatilen Umfeld erfolgreich zu agieren, müssen wir mögliche Entwicklungen frühzeitig antizipieren und daraus resultierende Risiken systematisch erfassen, bewerten und steuern. Ebenso wichtig ist es, Chancen zu erkennen und zu nutzen. Ein funktionfähiges Risiko- und Chancen-Management-System ist daher für uns zentrales Element einer wertorientierten Unternehmensführung.</p> <p>Das Erfordernis eines Risiko-Management-Systems resultiert nicht nur aus der betriebswirtschaftlichen Notwendigkeit, sondern auch aus Vorschriften und gesetzlichen Regelungen, insbesondere aus § 91 Abs. 2 Aktiengesetz (AktG). Gemäß § 107 Abs. 3 Satz 2 AktG überwacht der Prüfungsausschuss die Wirksamkeit des internen Kontrollsystems und des Risiko-Management-Systems.</p> <p>Unser konzernweites Risiko- und Chancen-Management-System erfasst alle strategischen, operativen, finanziellen und Reputationsrisiken – sowie die entsprechenden Chancen – unserer vollkonsolidierten Unternehmen. Ziel ist es, diese frühzeitig zu erkennen, zu überwachen und gemäß dem angestrebten Risikoprofil zu steuern.</p> <p>Wir orientieren uns an einem etablierten Regelprozess (GRAFIK 43). Nach der Identifikation von Risiken und Chancen erfolgt die weitergehende Analyse bzw. Bewertung. Die Auswirkungen von Risiken und Chancen werden dabei nicht miteinander verrechnet. Im Anschluss wird über die konkrete Handhabung entschieden, z. B. Risikoverminderung oder Chancengreifung. Der jeweilige Risikoowner implementiert, überwacht und bewertet die damit verbundenen Maßnahmen. Alle Schritte werden immer wieder durchlaufen und den aktuellen Entwicklungen und Entscheidungen angepasst.</p>	<p>リスク・チャンス管理システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠距離通信や情報技術のワールドワイドの提供事業者として多数の不確実性と変化にさらされている。 ・ありうる発展を早期に予想し、そこから生じるリスクを体系的に把握、評価し統制しなければならない。 ・同時に、チャンスを知覚し利用することも重要である。 ・したがって、リスク・チャンス管理システムは、価値指向の企業経営の中心要素である。 ・当該システムは経営上の必要性のみならず法令でも要求されている。法は、内部統制システムとリスク・チャンス管理システムの有効性を監査委員会が監視することを求めている。 ・コンツェルン全体のリスク・チャンス管理システムは、戦略・業務運営・財務および評判にかかるリスクとチャンスを把握する。その目的は、早期にリスクの特徴を知覚・監視・統制することにある。 ・次の図のように、確立された規則的なプロセスの実施を指向している。
--	---



次に、「図表2」の「(2) 個別リスク」は、順位別、クラス別、または、範疇別のいずれかで開示される。2015年度のコンツェルン状況報告書（フラ

ンクフルト市場 Prime 市場上場286社) のうちおおよそ三分の一が順位別で個別リスクを開示している。

個別リスクを重要性で順位づけて表示する場合(順位別開示), その重要性は, ①リスクの発生確率(「図表3」の発生確率)と ②売上高や利益の予測や企業グループ目標の達成に与える潜在的効果(影響額)(「図表3」の効果)の2側面での評価によって決定される。

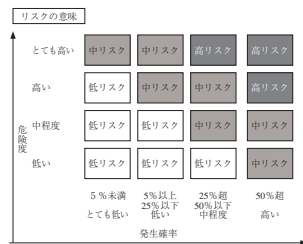
[図表3] リスク・マトリックスの基本構造

発生確率 (Eintrittswahrscheinlichkeit)	H: 高いリスク M: 中程度のリスク L: 低いリスク			
かなり可能性が高い (sehr wahrscheinlich)	M	H	H	H
可能性が高い (wahrscheinlich)	M	M	H	H
可能性がある (moeglich)	L	M	M	H
ありそうにもない (unwahrscheinlich)	L	L	M	M
	小さい (gering)	中庸 (moderat)	大きい (erheblich)	かなり大きい (wesentlich)
	効果 (Auswirkungen)			

(出所: Schröder (2014), S. 15)

ドイツテレコムのコントラクト状況報告書(Deutsche Telekom 2015, S. 127 und 129)での開示例は, 次の通りである。DRS 20では「効果」という表現を用いているが, ドイツテレコムではこれを「危険度」としている。

発生確率	説明
5%未満	とても低い
5%以上25%以下	低い
25%以上50%以下	中程度
50%超	高い
危険度	説明
低い	・ 事業活動, 財産・財務・収益状況, 評判に対する限定的なマイナスの影響 ・ 個別リスク当たり100万ユーロ EBITDA 未満 ・ 事業活動, 財産・財務・収益状況, 評判に対するある程度のマイナスの影響 ・ 個別リスク当たり100万ユーロ以上250万ユーロ未満 EBITDA
中程度	・ 事業活動, 財産・財務・収益状況, 評判に対するかなりのマイナスの影響 ・ 個別リスク当たり250万ユーロ以上500万ユーロ未満 EBITDA, 場合によってはコントラクト単位以上の懸念
高い	・ 事業活動, 財産・財務・収益状況, 評判に対する損害を与えるほどのマイナスの影響 ・ 個別リスク当たり500万ユーロ以上の EBITDA, 場合によってはコントラクト単位以上の懸念
とても高い	



企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

※500万ユーロ＝6億円
 ※例示の会社の連結売上高：69,228百万ユーロ＝8兆3,074億円
 EBITDA：18.4百万ユーロ＝22.1億円
 総資産：143,920百万ユーロ＝17兆2,704億円
 EBITDA＝税引前当期純利益＋支払利息＋減価償却費

企業リスク（Unternehmensrisiken）	発生確率	危険度	リスクの意味	前年度からの 変化
業種、競争および戦略				
景気リスク	低い	低い	低い	→
市場および経営環境からのリスク	中程度	低い	低い	→
イノベーションからのリスク	中程度	中程度	中程度	→
戦略的組織変更および統合からのリスク	中程度	中程度	中程度	→
規制				
運営リスク				
国内人事およびシステム業務	中程度	低い	低い	→
IT・NT ネットワーク操作からのリスク	とても低い	とても高い	中程度	→
現存のIT技術からのリスク	中程度	中程度	中程度	→
IT技術の将来発展	中程度	高い	中程度	→
購買	低い	低い	低い	→
データ保護とデータ安全性	中程度	中程度	中程度	→
市場、コミュニケーションおよび評判				
市場、および評判（マスコミの報告）	低い	低い	低い	→
持続性リスク	とても低い	低い	低い	→
健康および環境	低い	中程度	低い	→
法的手続および独占禁止法手続				
金融リスク				
流動性リスク、信用リスク、為替リスクおよび金利リスク	低い	低い	低い	→
税務リスク				
その他の金融リスク	低い	低い	低い	→

「図表2」の「(3) リスク状況の全体的説明」は、経営者のリスク評価全般を説明しており、分量は半頁程度が多数である。ドイツテレコムでは、次のように開示されている（Deutsche Telekom 2015, S. 125）。

RISIKO- UND CHANCEN-MANAGEMENT

- Risikofrüherkennungssystem
- Chancenidentifikation

EINSCHÄTZUNG DES VORSTANDS ZUR GESAMTRISIKO- UND CHANCENSITUATION
 Die Einschätzung der Gesamtrisikosituation ist das Ergebnis der konsolidierten Betrachtung aller wesentlichen Risikokategorien bzw. Einzelrisiken. Die Gesamtrisikosituation hat sich 2015 gegenüber dem Vorjahr nicht grundlegend verändert. Unsere wesentlichen Herausforderungen sind insbesondere die regulatorischen Rahmenbedingungen, der intensive Wettbewerb und der starke Preisverfall im Telekommunikationsgeschäft. Aus heutiger Sicht sieht der Vorstand der Deutschen Telekom den Bestand des Konzerns nicht gefährdet. Für die Deutsche Telekom AG und die wesentlichen Konzernunternehmen bestehen weder zum Bilanz-Stichtag noch zum Zeitpunkt der Bilanzaufstellung bestandsgefährdende Risiken.

リスク管理及びチャンス管理

- リスク早期認知システム
- チャンス識別

リスク・チャンスの全体的状況に対する取締役会の評価

・リスクの全体的状況の評価は、連結グループでのすべての重要なリスク範疇または個別リスクを考慮した結果である。2015年度のリスクの全体的状況は、前年度と基本的に変化していない。我々の本質的な試練は、規制的な環境条件、遠距離通信事業における競争の激化および著しい価格低下にある。今日的にみれば、ドイツテレコム取締役会は、連結グループの存在は脅かされていない。

Wir sind davon überzeugt, dass wir auch in Zukunft Herausforderungen meistern und Chancen nutzen können, ohne dabei unvermeidbar hohe Risiken eingehen zu müssen. Insgesamt streben wir ein ausgewogenes Verhältnis zwischen Chancen und Risiken an. Unser Ziel dabei ist es, durch die Analyse neuer Marktchancen den Mehrwert für unser Unternehmen und unsere Aktionäre zu steigern.

いとみている。ドイツテレコム(株)および重要な連結企業には決算日においても財務諸表作成時点においても事業存続を脅かすリスクが存在していない。

・我々は、代替不可能な高いリスクを冒すことなく、将来に試練を乗り越え、チャンスを活かすことができると確信している。総合すれば、我々は、チャンスとリスクとの間のバランスのとれた関係を目指して努力する。その場合、新たな市場のチャンス の分析を通じて、我々の企業および株主にとって付加価値を高めることが目標である。

また、2009年5月の商法典の改正により新たな開示事項として導入された「会計処理プロセスに関連した内部統制システムおよびリスク・マネジメント・システムの重要な特徴」のうち、「会計処理プロセスに関連した内部統制システム」に関する開示の記載例は、次の通りである (Deutsche Telekom 2015, S. 140-141)。

RECHNUNGSLEGUNGSBEZOGENES INTERNES KONTROLLSYSTEM 会計関連の内部統制システム

Das interne Kontrollsystem (IKS) der Deutschen Telekom AG ist in Anlehnung an das international anerkannte Rahmenwerk für interne Kontrollsysteme des Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO Internal Control – Integrated Framework, COSO I, in der Fassung vom 14. Mai 2013) aufgebaut.

Grundsätzlich gilt für jedes IKS, dass es, unabhängig davon, wie es konkret ausgestaltet ist, keine absolute Sicherheit gibt, ob es seine Ziele erreicht. Bezogen auf das rechnungslegungsbezogene IKS kann es somit nur eine relative, aber keine absolute Sicherheit geben, dass wesentliche Fehlaussagen in der Rechnungslegung vermieden oder aufgedeckt werden.

Der Prüfungsausschuss des Aufsichtsrats der Deutschen Telekom AG überwacht die Wirksamkeit des IKS – wie es § 107 Abs. 3 Satz 2 AktG fordert. Der Umfang und die Ausgestaltung des IKS liegen dabei im Ermessen und in der Verantwortung des Vorstands. Die interne Revision ist dafür zuständig, die Funktionsfähigkeit und Wirksamkeit des IKS im Konzern und bei der Deutschen Telekom AG unabhängig zu prüfen. Um dies tun zu können, hat die interne Revision umfassende Informations-, Prüf- und Einsichtsrechte. Zusätzlich werden die für die Finanzberichterstattung relevanten Teile des IKS vom Abschlussprüfer im Rahmen eines risikoorientierten Prüfungsansatzes auf Wirksamkeit geprüft.

Unser Bereich Group Accounting steuert die Prozesse zur Konzernrechnungslegung und Lageberichterstellung. Gesetze, Rechnungslegungsstandards und andere Verlautbarungen werden kontinuierlich dahingehend analysiert, ob und wieweit sie relevant sind und wie sie sich auf die Rechnungslegung auswirken. Relevante Anforderungen werden z. B. in der Konzern-Bilanzierungsrichtlinie festgehalten, kommuniziert und sind zusammen mit dem konzernweit gültigen Abschlusskalender die Basis für den Abschlussstellungsprozess. Darüber hinaus unterstützen ergänzende Verfahrensanweisungen wie z. B. die Intercompany-Richtlinie, standardisierte Meldeformate, IT-Systeme sowie IT-unterstützte Reporting- und Konsolidierungsprozesse den Prozess der einheitlichen und ordnungsgemäßen Konzernrechnungslegung. Wenn nötig, setzen wir auch externe Dienstleister ein, z. B. für die Bewertung von Pensionsverpflichtungen. Group Accounting stellt sicher, dass diese Anforderungen konzernweit einheitlich eingehalten werden. Die in den Rechnungslegungsprozess einbezogenen Mitarbeiter werden regelmäßig geschult. Die Deutsche Telekom AG und die Konzerngesellschaften sind dafür verantwortlich, dass sie die konzernweit gültigen Richtlinien und Verfahren einhalten. Die Konzerngesellschaften stellen den ordnungsgemäßen und zeitgerechten Ablauf ihrer rechnungslegungsbezogenen Prozesse und Systeme sicher. Group Accounting unterstützt und überwacht sie dabei.

Das rechnungslegungsbezogene IKS beinhaltet die Grundsätze, Verfahren und Maßnahmen, um die Ordnungsmäßigkeit der Rechnungslegung sicherzustellen. Es wird kontinuierlich weiterentwickelt und zielt auf Folgendes ab: Der Konzernabschluss der Deutschen Telekom soll nach den International Financial Reporting Standards (IFRS) aufgestellt werden, wie sie in der Europäischen Union anzuwenden sind, und den nach § 315a Abs. 1 HGB ergänzend zu beachtenden handelsrechtlichen Vorschriften. Zudem verfolgt das rechnungslegungsbezogene IKS auch das Ziel, dass der Jahresabschluss der Deutschen Telekom AG sowie der zusammengefasste Lagebericht nach den handelsrechtlichen Vorschriften aufgestellt werden.

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

Die Durchführung der operativen Rechnungswesenprozesse wird mit weiter zunehmender Tendenz national und international durch Shared Service Center erbracht. Durch eine Harmonisierung der Prozesse steigen die Effizienz und die Qualität der Prozesse und damit auch die Zuverlässigkeit des internen Kontrollsystems. Das IKS sichert dabei sowohl die interne Prozessqualität der Shared Service Center als auch die Schnittstellen zu den Konzerngesellschaften durch geeignete Kontrollen und durch einen internen Zertifizierungsprozess ab. Eingebettet in den Rechnungslegungsprozess sind unter Risikoaspekten definierte interne Kontrollen. Das rechnungslegungsbezogene IKS umfasst sowohl präventive als auch aufdeckende Kontrollen; dazu gehören:

- IT-gestützte und manuelle Abstimmungen,
- die Funktionstrennung,
- das Vier-Augen-Prinzip,
- Monitoring-Kontrollen.

- allgemeine IT-Kontrollen wie z. B. Zugriffsregelungen in IT-Systemen und ein Veränderungs-Management.

Konzernweit haben wir ein standardisiertes Verfahren implementiert, um die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen IKS zu überwachen. Dieses Verfahren orientiert sich konsequent an den Risiken einer möglichen Fehlberichterstattung im Konzernabschluss: Zu Jahresbeginn werden unter Risikoaspekten Abschlusspositionen und rechnungslegungsbezogene Prozess-Schritte ausgewählt, die im Laufe des Jahres auf Wirksamkeit überprüft werden. Soweit Kontrollschwächen festgestellt werden, erfolgen eine Analyse und Bewertung insbesondere hinsichtlich der Auswirkungen auf den Konzernabschluss und den zusammengefassten Lagebericht. Wesentliche Kontrollschwächen, deren Maßnahmenpläne zur Abarbeitung und der laufende Arbeitsfortschritt werden an den Vorstand bzw. zusätzlich an den Prüfungsausschuss des Aufsichtsrats der Deutschen Telekom AG berichtet. Um die hohe Qualität dieses rechnungslegungsbezogenen IKS zu sichern, ist die interne Revision über alle Stufen des Verfahrens hinweg eng mit einbezogen.

「会計関連の内部統制システム」の記述は、調査対象会社ではいずれもおおむね1頁に収まる分量である。その内容の要点は、次の通りである。

- ・ COSO に基づいたシステムであること
- ・ 監査役会に設置された監査委員会がシステムを監視していること
- ・ 内部監査は、システムの機能能力と効果を独自に監査していること
- ・ 決算書監査人が財務報告に関連する範囲でシステムの有効性を監査していること
- ・ 会計の正確性を確保するための原則・方法・施策をシステムは保有していること
- ・ システムは絶対的な確実性を追求していないこと
- ・ 連結会計の領域では、グローバルなルールのどれがどれほど有効化をシステムは継続的に分析していること
- ・ 会計プロセスにはリスクの観点を組み込まれており、次のような、予防的統制と摘発的統制が包含されていること
 - IT に基づくかまたは手作業での採決
 - 機能の分割
 - 4つの眼原則
 - 監視・統制

■ 一般的 IT 統制

- ・システムでは標準的な方法を実施しており、リスク指向的であること。つまり、期首にリスク領域を選定し、期中の実効性を検査した結果、内部統制の弱点を発見した場合、年度決算書および状況報告書への影響を検討する。また、重要な統制の弱点の場合には、取締役会と監査役会に設置された監査委員会へ報告する。
- ・システムの高い質を確保するため、内部監査がすべての方策の段階において緊密に関与する。

(3) チャンス報告の変化

チャンス報告 (Chancenbericht) では、予測報告を前提として、「当該企業にとって予測または目標とのプラスの乖離に帰着しうる、ありうる将来の発展または事象」(DRS 20.11) がチャンスとしてとらえられている。つまり、次年度の売上高や利益の予測が上振れする可能性をチャンスとして開示することになる。

チャンス報告は、上記のリスク報告に関する規定が準用される。このため、実際の開示例では、リスクとチャンスを別々に開示する場合もあれば、両者をまとめて開示する場合もある。

なお、チャンス報告として、次のようなチャンス項目の開示が行われている。

- チャンス管理システム (チャンスを早期に認識し、それを生かして企業の価値増加に利用するため。次の4つから構成：①定期的実施される取締役とシニア・マネジメントから選ばれた者による討議、②企業の事業発展活動、③技術者スカウト・チーム、④「イノベーション資本」構想)、チャンスに関する一般的説明、市場チャンス、事業パートナーの発見、独自開発、技術開発、他企業買収チャンス、金融チャンス (為替・

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

利子の改善）（医薬品メーカー）

- 市場・プログラムのチャンス，開発・製造からのチャンス，その他のリスク，チャンス状況の総合評価（航空用エンジン製造メーカー）
- 技術的進展・人口動態の変化・規制の変更による収益性の増加チャンス，新興国の成長がポートフォリオの分散投資のチャンスを生むこと，専門知識の発展と拡大が再生可能エネルギーや天候リスクのような将来分野での我々の顧客に対して新たな解決策をもたらすこと（保険会社）
- 政治的決断からのチャンス（エネルギー政策関連），研究開発からのチャンス，営業活動からのチャンス，新規顧客獲得関連，プロジェクト開発・サービスからのチャンス，高い利益率のサービス事業，有効な戦略実行からのチャンス，チャンスの総合評価（風力発電会社）
- 企業戦略チャンス（製品の現地基準への適応，バリューチェーン全体に沿った能力，伝統的な製品市場の安定，戦略的買収またはパートナーシップ），その他のチャンス（従業員の人的育成チャンス，法的紛争，特許ライセンス）（電灯メーカー）

（４）ドイツテレコムのリスク・チャンス報告の開示量

ドイツテレコムのリスク・チャンス報告（Deutsche Telekom 2015, S. 125-139）の開示量を整理したものが、「図表４」である。

[図表4] ドイツテレコムの子会社に関するリスク・チャンス報告の開示量

2015年度営業報告書 (コンツェルン決算書, コンツェルン状況報告書を含む)

※ 総頁数: 282 リスク・チャンス報告頁数: 15

	掲載頁数	図表数
リスク管理およびチャンス管理	15.1	9
リスク・チャンスの全体的な状況に関する経営者の評価	0.25	
リスク・チャンス管理システム		
(説明)		
・リスク管理の組織	1	1
・リスクの識別とリスク報告	0.3	2
・年次計画プロセスを通じたチャンスの識別	0.4	
リスク評価とリスク境界設定		
・評価の方法	0.6	3
・リスク境界設定の措置	0.8	
リスクとチャンス		
(説明: 企業リスクの全項目一覧)	1	1
・8種類のリスク・チャンスの項目の詳細説明	10	2

わが国の上場会社が有価証券報告書において「事業等のリスク」として開示している情報量よりもかなり多い実態が明らかであり、これは、ドイツテレコムに限られるわけではなく、フランクフルト証券取引所プライム市場上場会社⁽⁵⁾の一般的傾向である。

IV. ドイツにおける企業リスク情報の監査

IV-1 状況報告書に対する監査の概要

状況報告書・コンツェルン状況報告書に対する決算書監査人による監査について、次の4点の監査意見の表明が求められている (商法典第317条第2項⁽⁶⁾)。

(5) 272社の2014年度コンツェルン状況報告書におけるリスク報告の平均リスク項目数は14.7項目、平均行数は285.6行 (1頁40行換算で約7頁) である (内藤文雄 (2015) 参照)。

(6) 「状況報告書およびコンツェルン状況報告書は、次の点について監査されなければならない。つまり、状況報告書が年度決算書と一致しているかどうか、場合によっては第325条第2a項による個別決算書とも一致しているかどうか、コンツェル

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

- 状況報告書と年度決算書または特定の個別決算書とが、また、コンツェルン状況報告書とコンツェルン決算書とが、それぞれ一致しているかどうか
- 状況報告書の記載内容と監査に際して得られた決算書監査人の知覚内容とが、また、コンツェルン状況報告書の記載内容と監査に際して得られた決算書監査人の知覚内容とが、それぞれ一致しているかどうか
- 状況報告書またはコンツェルン状況報告書は、それぞれ、全体として、当該企業またはコンツェルンの状況に関する適切な表示を伝達しているかどうか
- その場合、状況報告書またはコンツェルン状況報告書において、将来の発展に関するチャンスとリスクが適切に表示されているかどうか

決算書監査人は、状況報告書の監査に際して上記の4点について意見表明するが、その監査の詳細は、ドイツ経済監査士協会が定める監査基準によって規定されている。

ン状況報告書がコンツェルン決算書と一致しているかどうか、それらが決算書監査人の監査に際して獲得された知覚と一致しているかどうか、および、状況報告書が全体として企業の状況についての適切な (zutreffend) 概観を伝達し、また、コンツェルン状況報告書が全体としてコンツェルンの状況についての適切な概観を伝達しているかどうかである。これらの監査を行う場合、将来の発展のチャンスおよびリスクが適切に表示されているかどうかについても監査されなければならない。第289a条による報告（上場株式会社の企業経営管理に関する説明）は監査には無関係である。」かかる監査の結果、確認の付記（企業外部向け監査証明書）における監査結果は、商法典317条第6項において次のように規定されている。「監査結果の判断評価は、状況報告書またはコンツェルン状況報告書が決算書監査人の判断によれば年度決算書と、場合によっては第325条第2a項による個別決算書、またはコンツェルン決算書と一致しており、かつ、全体として企業またはコンツェルンの状況の適切な表示を伝達しているかについても及ばなければならない。その際、将来の発展のチャンスおよびリスクが的確に表示されているかについても立ち入らなければならない。」

IV-2 ドイツ経済会計士協会 監査基準 PS 350「状況報告書の監査」

監査基準 PS 350⁽⁷⁾は、小会社以外の会社が公表するコンツェルン状況報告書および状況報告書の監査に関する基準を規定している。商法典267条では、会社を大・中・小に分類し、大・中会社は、年度決算書と状況報告書の監査が必須であり、また、小会社であっても上場会社の場合には当該監査を受けなければならない。

PS 350は、「状況報告書の将来指向的監査」との見出しによりその監査手続を規定しており、その特徴は、下記の7点に整理できる。

- 1) 予測報告のうち価値評価にかかる開示項目について、その説得性と決算書監査に際しての決算書監査人の知覚との整合性との2点を決算書監査人が判断すること
- 2) 当該開示項目について、企業内部の経営計画システムの信頼性と機能能力に対する決算書監査人の確信が得られること
- 3) 予測と価値評価が現実的 (wirklichkeitsnah)かどうかを追証 (nachweisen) すること。そのためには、前年度の状況報告書に開示された予測的な価値評価とその後実際に生じた展開・結果とを比較しなければならないこと
- 4) 予測の基礎にある、実際の状況を背景とした経済状況に影響する重要な要因の将来の動向についての仮定をその完全性と説得性の点で追証すること
- 5) 重要な仮定の発生が圧倒的に優勢な蓋然性で期待されない限り、代替的な考察とその影響が状況報告書に表示され、その表示によって経済

(7) PS 350については、2016年1月13日付で改訂草案が公開され、2016年5月31日まで意見募集が行われた。改訂内容が確定されるのは、2017年4月以降の見込みであるということである(2016年9月2日に面談したドイツ経済監査士協会、保証基準ディレクター・国際問題担当、経済監査士 Wolfgang P. Böhm 氏談)。

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

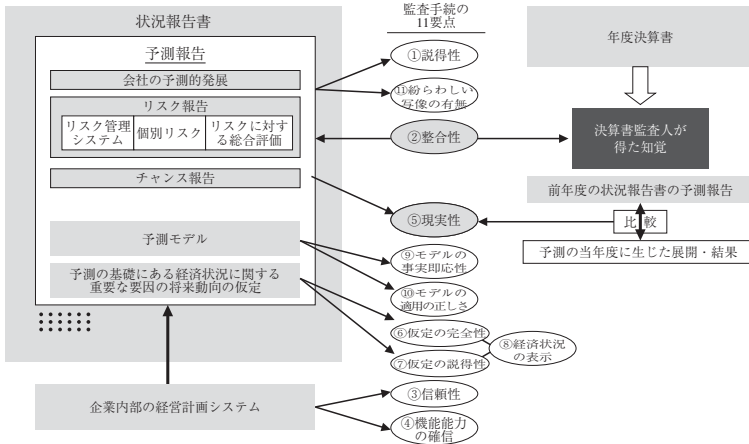
状況が十分に表示されているかどうかを検討すること

- 6) そのときどきの問題状況に対して適用された予測モデルが事実に即しており、かつ、正しく適用されているかどうかを追証すること
- 7) 予測の現実性と並んで、価値評価にかかる開示事項の場合、表現形態や語句の選択によって事実上期待される関係の紛らわしい写像が伝達されていないかどうかを追証すること

これらの諸点を図解して示せば、予測報告での監査手続の要点11点（上記の□部分）の位置づけが明らかとなる（「図表5」参照）。

ただ、PS 350では、これ以上の詳細な具体的監査手続を規定していないため、監査実務においてどのような手続をもって監査証明に足る証拠が入手されているのかを明らかにする必要がある。

〔図表5〕「状況報告書の将来指向的監査」の監査手続の特徴



そこで、「図表5」に示した11要点に対する具体的な監査手続は何か、また、決算書監査人はどのように確信を得ているのかを明らかにする目的で、次節に示すWEBアンケート調査を実施した。

なお、PS 350は、次のように確認の付記の意見記載について規定を置い

ている。

第31項 状況報告書は、決算書監査人の判断にしたがえば、年度決算書および場合によっては商法典第325条第2a項による個別決算書と一致しており、かつ、全体として企業の状況について適切な写像を伝達し、ならびに将来の発展のチャンスとリスクを適切に表示している。

第32項 状況報告書が場合によっては存立を脅かすリスクについて十分に表示しているかどうかとはかわりなく、決算書監査人は、商法典第322条第2項第3文により、監査の範囲内で確認した、企業の存続を脅かすリスクを確認の付記において特別に取り上げなければならない。

なお、ドイツテレコム⁽⁸⁾の2015年度営業報告書（コンツェルン年度決算書およびコンツェルン状況報告書の記載が含まれる。）における決算書監査人の確認の付記は、次の通りである。

ドイツテレコム⁽⁸⁾の確認の付記（監査証明書）（Deutsche Telekom 2015, S. 243）

<p>BESTÄTIGUNGSVERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS</p> <p>An die Deutsche Telekom AG, Bonn</p> <p>Vermerk zum Konzernabschluss Wir haben den beigefügten Konzernabschluss der Deutschen Telekom AG, Bonn, und ihrer Tochtergesellschaften - bestehend aus Konzernbilanz, Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung und Konzerngesamtergebnisrechnung, Konzern-eigenkapitalveränderungsrechnung, Konzernkapitalflussrechnung und Konzern-anhang - für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2015 geprüft.</p> <p>Verantwortung des Vorstands für den Konzernabschluss Der Vorstand der Deutschen Telekom AG, Bonn, ist verantwortlich für die Auf-stellung dieses Konzernabschlusses. Diese Verantwortung umfasst, dass dieser</p>	<p>独立した決算書監査人の確認の付記</p> <p>コンツェルン決算書に対する付記 ・監査対象の説明</p> <p>コンツェルン決算書に対する取締役会の責 任</p>
--	--

(8) 確認の付記が限定される場合は、①状況報告書が法律上の義務に準拠して作成されなかった場合、②重要な情報の要素（たとえば、将来の発展に関する記載など）が状況報告書に欠けている場合、③状況報告書に含まれた監査を受ける義務のある情報が監査済みの基礎資料と矛盾している場合、④決算書監査人が重要な予測的な言明を合理的とはみなさない場合、あるいは、⑤決算書監査人が特定の事態を評価できない場合である（PS 350 Abs. 36）。

Konzernabschluss in Übereinstimmung mit den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften aufgestellt wird und unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Der Vorstand ist auch verantwortlich für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Verantwortung des Abschlussprüfers

Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage unserer Prüfung ein Urteil zu diesem Konzernabschluss abzugeben. Wir haben unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Danach haben wir die Berufspflichten einzuhalten und die Abschlussprüfung so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernabschluss frei von wesentlichen falschen Darstellungen ist.

Eine Abschlussprüfung umfasst die Durchführung von Prüfungshandlungen, um Prüfungsnachweise für die im Konzernabschluss enthaltenen Wertansätze und sonstigen Angaben zu erlangen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen liegt im pflichtgemäßen Ermessen des Abschlussprüfers. Dies schließt die Beurteilung der Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss ein. Bei der Beurteilung dieser Risiken berücksichtigt der Abschlussprüfer das interne Kontrollsystem, das relevant ist für die Aufstellung eines Konzernabschlusses, der ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild vermittelt. Ziel hierbei ist es, Prüfungshandlungen zu planen und durchzuführen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Konzerns abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsmethoden und der Vertretbarkeit der von dem Vorstand ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Konzernabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Prüfungsurteil

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernabschlusses zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2015 sowie der Ertragslage für das an diesem Stichtag endende Geschäftsjahr.

Vermerk zum Konzernlagebericht

Wir haben den beigefügten Konzernlagebericht der Deutschen Telekom AG, Bonn, der mit dem Lagebericht der Gesellschaft zusammengefasst ist, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2015 geprüft. Der Vorstand der Deutschen Telekom AG ist verantwortlich für die Aufstellung des zusammengefassten Lageberichts in Übereinstimmung mit den nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften. Wir haben unsere Prüfung in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 2 HGB und unter Beachtung der für die Prüfung des zusammengefassten Lageberichts vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach ist die Prüfung des zusammengefassten Lageberichts so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der zusammengefasste Lagebericht mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des zusammengefassten Lageberichts zu keinen Einwendungen geführt hat.

決算書監査人の責任

- ・ 決算書監査人の職責
- ・ 準拠した監査に関する法令・基準

- ・ リスク・アプローチの適用
- ・ 内部統制に依拠したリスク評価
- ・ 会計処理方法の適切性および会計上の見積りの代替可能性の評価，ならびにコンツェルン決算書の全体的な表示の評価が含まれる旨
- ・ 監査判断の基礎とするために，我々に求められた追証結果は十分でかつ適合していると考えている旨

監査判断

- ・ コンツェルン決算書の監査では何らの異議にも至らなかった旨
- ・ 決算書監査で得た監査人の知見による判断によれば，コンツェルン決算書は，すべての重要な点で，IFRS および商法典第315a 条第1項の補充規定に準拠して，事実関係と一致した写像を伝達している旨

コンツェルン状況報告書に対する付記

- ・ 監査対象
- ・ 取締役会の作成責任
- ・ 準拠した法令・基準

- ・ 商法典第322条第3項に関し監査上の異議がなかった旨

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung des Konzernabschlusses und zusammengefassten Lageberichts gewonnenen Erkenntnisse steht der zusammengefasste Lagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, den 9. Februar 2016

PricewaterhouseCoopers
Aktiengesellschaft
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

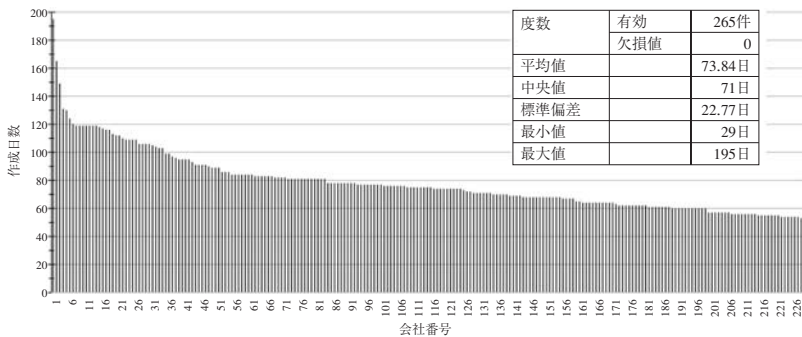
場所・日付
監査事務所名
経済監査士氏名

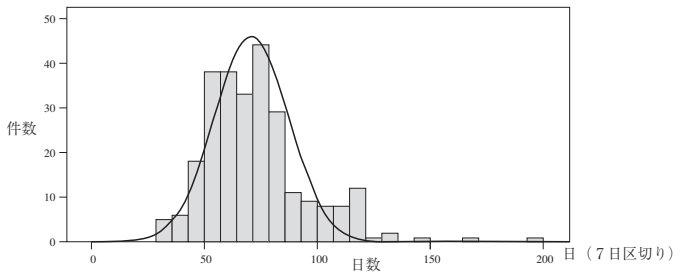
・ 監査判断・意見：コンツェルン決算書と状況報告書の監査で得た知見による判断によれば、統合された状況報告書はコンツェルン決算書と一致し、全体としてコンツェルンの状況の適切な写像を伝達し、また、将来の発展のチャンスとリスクを適切に表示している旨

Harald Kayser Thomas Tandetzki
Wirtschaftsprüfer Wirtschaftsprüfer

また、今回の調査で確認の付記に署名日付（年月日）の記載のあった265件について、確認の付記の作成日数（決算日から署名日までの日数）は「図表6」の通りである。その平均日数は、73.8日である。確認の付記の提出期限は決算日後4ヶ月以内（上場会社の場合）と法定されているが、6件が120日を超えた署名日付となっている。

[図表6] 確認の付記の作成日数





V. ドイツ経済監査士に対する質問票調査

前節までにおいて明らかにしたように、ドイツではEU指令を受けた商法典の改正により、状況報告書における予測情報、リスク情報およびチャンス情報の開示とその監査が求められている。監査結果も、いわゆる適正表示の監査意見が表明されており、非財務情報に対する監査が法制度の枠組みで実施されている。

しかしながら、将来事象に関連する予測・リスク・チャンス報告は不確実性が極めて大きいにもかかわらず、監査が実施され意見表明が行われており、どのようにして合理的保証が得られているのかは文献等でも明らかになっていない。

そこで、かかる点を解明する目的をもって、フランクフルト証券取引所プライム市場上場会社全社（286社、2016年8月20日時点）のうち、営業報告書が入手できた279社について、その確認の付記に署名された経済監査士458名を対象として、WEBアンケートを実施した。アンケートへの協力依頼は、458名への依頼文書の郵送とメールアドレスが監査事務所のWEBで判明した303人についてメールでの回答協力依頼を行った。

アンケート実施にあたり、本調査の目的などを次のように明記した。

このたび、日本の法制度に将来導入される可能性の高い、企業リスク情報の監査について、ドイツの状況報告書の監査の実務から知見を得たく、アンケート調査を行うことになりました。この調査は、文部科学省による科学研究費補助金による研究によるものです。

調査の目的は、ドイツにおいては、状況報告書に記載されている予測報告・リスク報告・チャンス報告が企業の状況を適切に伝達しているかどうかについて監査意見が表明されていますが、決算書監査人がその監査意見を表明するためにどのような監査手続を実施しているのかを明らかにすることです。

日本では、上場会社はその法定開示書類において事業リスクの開示を行うことが義務付けられています。しかし、事業リスクの開示内容の信頼性に対する監査は要求されておらず、実施されていません。東京証券取引所は2015年6月にコーポレートガバナンス・コードを公表し、そのなかで、上場会社は、財務情報のみならず非財務情報を積極的に開示し、かつ、これらの情報の信頼性を確保することが求められました。財務情報の監査だけでなく、非財務情報、特にリスク情報の監査が制度的に要求されることが予想されます。

そこで、私は、ドイツがすでに法律制度として実施している企業リスク情報の監査についてその実態を解明すべく、今回、状況報告書の監査を実施されているあなたに質問票調査を行うことにしたものです。

調査結果は、学術論文として公表し、今回回答を依頼している皆様にもそのドイツ語版を配信させていただく予定です。私の調査は、あくまでも企業リスク情報の監査の実態を明らかにするものであって、ドイツの監査実務を批判的に検討するなどということは行いません。

また、決算書監査人には、高度の守秘義務が求められますから、あなたが実施された個別の監査業務についての具体的な内容を調査するものではありません。設問は、一般的な内容としており、あなたの個別の監査業務の内容を直接ご回答いただくものではありません。あくまでもあなたの個人的なお考えをお尋ねするものです。したがって、監査事務所の品質管理部署への問い合わせをしていただく必要はありません。あなたのご見解をご回答いただきますよう、心からお願いいたします。

質問票調査は、WEB上で行います。ご回答期間は、本年11月21日から来年1月13日までの54日間です。

なお、本質問調査票の作成にあたり、CBS (Cologne Business School) 教授・Uwe-Wilhelm Bloos氏およびAnke Scherer氏、IDW・Wolfgang Peter Böhm氏 (WP) およびNicola Penkwitt氏 (WP)、AUREN・Wolfgang Schnöller氏 (WP) およびRalf Buchhauser氏 (WP) との面談調査時 (2016年9月) に訂正・追加のご意見を頂戴しました。ここに記して感謝の意を表したい。質問票のありうべき誤りはすべて私の責任です。

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

アンケート設問は、すべてドイツ語表記であるが、ここでは、日本語版を
紹介しておきたい。⁽⁹⁾

(9) ただし、ドイツ語版の実際の WEB 画面とは体裁が異なっている。

【1】	質問 A： 予測報告の監査 (1-1 から 7-4 まで、全44設問) 決算書監査人がコンツェルン状況報告書の監査を行う場合、PS 350 は、次に掲げた 7 事項を決算書監査人が監査によって必ず証明すべきと規定しています。これら 7 事項の証明の容易さ・困難さはどの程度でしょうか。7 事項それぞれについて、次の選択肢の中から一つを選び、□に×印を記してください。なお、ご回答にあたっては、予測の数値情報の場合と予測の記述的情報の場合とを別々にお答えください。	2 実査 3 観察 4 質問/確認 5 計算 6 理解 7 その他 (具体的にお書きください)：スペース 5 行分 (自動拡張)
	また、監査手続としてどのような手続を実施していますか。これまでに実施された監査手続の具体的な内容について、該当する監査手続に×印を□にご記入ください。(複数選択可)。「その他」を選択された場合には、具体的な監査手続をご記入ください。	1-7 予測の記述的情報に関し、知覚との整合性を追証することは○○○ (ひとつだけ) 1 とても容易 2 かなり容易 3 少し容易 4 わからない 5 少し困難 6 かなり困難 7 とても困難
	(1) 予測報告のうち価値評価にかかる開示項目について、その説得性と決算書監査に際しての決算書監査人の知覚との整合性との 2 点を決算書監査人が判断すること	1-8 1-7 の場合に適用する方法は○○○。(複数選択可) 1 (いくつでも) 1 分析的手続
	1-1 予測の数値情報に関し、その説得性を追証することは○○○ (ひとつだけ)	2 実査 3 観察 4 質問/確認 5 計算 6 理解 7 その他 (具体的にお書きください)：スペース 5 行分 (自動拡張)
	1 とても容易 2 かなり容易 3 少し容易 4 わからない 5 少し困難 6 かなり困難 7 とても困難	(2) 予測報告のうち価値評価にかかる開示項目について、企業内部の経営計画システムの信頼性と機能・能力について決算書監査人の確信が得られること 2-1 予測の数値情報に関し、システムの信頼性について確信を得ることは○○○ (ひとつだけ) 1 とても容易 2 かなり容易 3 少し容易 4 わからない 5 少し困難 6 かなり困難 7 とても困難
	1-2 1-1 の場合に適用している方法は○○○。(複数選択可) (いくつでも)	1 分析的手続 2 実査 3 観察 4 質問/確認 5 計算 6 理解 7 その他 (具体的にお書きください)：スペース 5 行分 (自動拡張)
	1 分析的手続 2 実査 3 観察 4 質問/確認 5 計算 6 理解 7 その他 (具体的にお書きください)：スペース 5 行分 (自動拡張)	1-3 予測の記述的情報に関し、その説得性を追証することは○○○ (ひとつだけ) 1 とても容易 2 かなり容易 3 少し容易 4 わからない 5 少し困難 6 かなり困難 7 とても困難
	1-4 1-3 の場合に適用している方法は○○○。(複数選択可) (いくつでも)	2-2 2-1 の場合に適用している方法は○○○。(複数選択可) (いくつでも) 1 分析的手続 2 実査 3 観察 4 質問/確認 5 計算 6 理解 7 その他 (具体的にお書きください)：スペース 5 行分 (自動拡張)
	1 分析的手続 2 実査 3 観察 4 質問/確認 5 計算 6 理解 7 その他 (具体的にお書きください)：スペース 5 行分 (自動拡張)	1-5 予測の数値情報に関し、知覚との整合性を追証することは○○○ (ひとつだけ) 1 とても容易 2 かなり容易 3 少し容易 4 わからない 5 少し困難 6 かなり困難 7 とても困難
	1-6 1-5 の場合に適用する方法は○○○。(複数選択可) (いくつでも)	2-3 2-3 の場合に適用している手法は○○○。(複数選択可) (いくつでも) 1 分析的手続 2 実査 3 観察 4 質問/確認 5 計算 6 理解
	1 分析的手続	

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

7	その他（具体的にお書きください）：スペース5行分（自動拡張）	3	少し容易
	2-5 予調の数値情報に関し、システムの機能・能力について確信を得ることは。。。。	4	わからない
	（ひとつだけ）	5	少し困難
1	とても容易	6	かなり困難
2	かなり容易	7	とても困難
3	少し容易	3-4	3-3の場合に適用している方法は。。。。（複数選択可）
4	わからない		（いくつでも）
5	少し困難	1	分析的手続
6	かなり困難	2	実査
7	とても困難	3	観察
	2-6 2-5の場合に適用している手法は。。。。（複数選択可）	4	質問/確認
	（いくつでも）	5	計算
		6	理解
1	分析的手続	7	その他（具体的にお書きください）：スペース5行分（自動拡張）
2	実査		(4) 予調の基礎にある、実際の状況を背景とした経済状況に影響する重要な要因の将来の動向に関する仮定について、完全性と説得性の点で監査すること
3	観察		
4	質問/確認		
5	計算	4-1	予調の数値情報に関し、仮定の完全性について追証することは。。。。
6	理解		（ひとつだけ）
7	その他（具体的にお書きください）：スペース5行分（自動拡張）		
	2-7 予調の記述的情報に関し、システムの機能・能力について確信を得ることは。。。。	1	とても容易
	（ひとつだけ）	2	かなり容易
1	とても容易	3	少し容易
2	かなり容易	4	わからない
3	少し容易	5	少し困難
4	わからない	6	かなり困難
5	少し困難	7	とても困難
6	かなり困難	4-2	4-1の場合に適用している方法は。。。。（複数選択可）
7	とても困難		（いくつでも）
	2-8 2-7の場合に適用している方法は。。。。（複数選択可）	1	分析的手続
	（いくつでも）	2	実査
1	分析的手続	3	観察
2	実査	4	質問/確認
3	観察	5	計算
4	質問/確認	6	理解
5	計算	7	その他（具体的にお書きください）：スペース5行分（自動拡張）
6	理解		4-3 予調の記述的情報に関し、仮定の完全性について追証することは。。。。
7	その他（具体的にお書きください）：スペース5行分（自動拡張）		（ひとつだけ）
	(3) 予調と価値評価が現実的かどうかを監査すること。そのためには、前年度の状況報告書に開示された予調的な価値評価とその後実際に生じた展開・結果とを比較しなければならないこと	1	とても容易
	3-1 予調の数値情報に関し、その比較は。。。。	2	かなり容易
	（ひとつだけ）	3	少し容易
1	とても容易	4	わからない
2	かなり容易	5	少し困難
3	少し容易	6	かなり困難
4	わからない	7	とても困難
5	少し困難	4-4	4-3の場合に適用している方は。。。。（複数選択可）
6	かなり困難		（いくつでも）
7	とても困難	1	分析的手続
	3-2 3-1の場合に適用している方法は。。。。（複数選択可）	2	実査
	（いくつでも）	3	観察
1	分析的手続	4	質問/確認
2	実査	5	計算
3	観察	6	理解
4	質問/確認	7	その他（具体的にお書きください）：スペース5行分（自動拡張）
5	計算		4-5 予調の数値情報に関し、仮定の説得性について追証することは。。。。
6	理解		（ひとつだけ）
7	その他（具体的にお書きください）：スペース5行分（自動拡張）	1	とても容易
	3-3 予調の記述的情報に関し、その比較は。。。。	2	かなり容易
	（ひとつだけ）	3	少し容易
1	とても容易	4	わからない
2	かなり容易	5	少し困難
		6	かなり困難

7	とても困難	4	質問確認
	4-6 4-5の場合に適用している方法は。。。 (複数選択可)	5	計算
	(いくつでも)	6	理解
1	分析的手続	7	その他 (具体的にお書きください)：スペース5行分 (自動拡張)
2	実査		(6) そのときどきの問題状況に対して適用された予測モデルが事実 に即しており、かつ、正しく適用されているかどうかを監査するこ と
3	観察		6-1 予測の数値情報に関し、予測モデルが事実 に即しているかどうかについて追証することは。。。 (ひとつだけ)
4	質問確認		
5	計算		
6	理解		
7	その他 (具体的にお書きください)：スペース5行分 (自動拡張)	1	とても容易
	4-7 予測の記述的情報に関し、仮定の説得性について追証するこ とは。。。 (ひとつだけ)	2	かなり容易
		3	少し容易
1	とても容易	4	わからない
2	かなり容易	5	少し困難
3	少し容易	6	かなり困難
4	わからない	7	とても困難
5	少し困難		6-2 6-1の場合に適用している方法は。。。 (複数選択可)
6	かなり困難		(いくつでも)
7	とても困難	1	分析的手続
	4-8 4-7の場合に適用している方法は。。。 (複数選択可)	2	実査
	(いくつでも)	3	観察
1	分析的手続	4	質問確認
2	実査	5	計算
3	観察	6	理解
4	質問確認	7	その他 (具体的にお書きください)：スペース5行分 (自動拡張)
5	計算		6-3 予測の記述的情報に関し、予測モデルが事実 に即しているかどうかについて追証することは。。。 (ひとつだけ)
6	理解		
7	その他 (具体的にお書きください)：スペース5行分 (自動拡張)	1	とても容易
	(5) 重要な仮定の発生が圧倒的に優勢な蓋然性で期待されない限り、 代替的な考察とその影響が状況報告書に表示され、その表示によっ て経済状況が十分に表示されているかどうかを検討すること 5-1 予測の数値情報に関し、このような検討は。。。 (ひとつだけ)	2	かなり容易
		3	少し容易
1	とても容易	4	わからない
2	かなり容易	5	少し困難
3	少し容易	6	かなり困難
4	わからない	7	とても困難
5	少し困難		6-4 6-3の場合に適用している方法は。。。 (複数選択可)
6	かなり困難		(いくつでも)
7	とても困難	1	分析的手続
	5-2 5-1の場合に適用している方法は。。。 (複数選択可)	2	実査
	(いくつでも)	3	観察
1	分析的手続	4	質問確認
2	実査	5	計算
3	観察	6	理解
4	質問確認	7	その他 (具体的にお書きください)：スペース5行分 (自動拡張)
5	計算		6-5 予測の数値情報に関し、予測モデルが正しく適用されている かどうかについて追証することは。。。 (ひとつだけ)
6	理解	1	とても容易
7	その他 (具体的にお書きください)：スペース5行分 (自動拡張)	2	かなり容易
	5-3 予測の記述的情報に関し、このような検討は。。。 (ひとつだけ)	3	少し容易
		4	わからない
1	とても容易	5	少し困難
2	かなり容易	6	かなり困難
3	少し容易	7	とても困難
4	わからない		6-6 6-5の場合に適用している方法は。。。 (複数選択可)
5	少し困難		(いくつでも)
6	かなり困難	1	分析的手続
7	とても困難	2	実査
	5-4 5-3の場合に適用している方法は。。。 (複数選択可)	3	観察
	(いくつでも)	4	質問確認
1	分析的手続	5	計算
2	実査	6	理解
3	観察	7	その他 (具体的にお書きください)：スペース5行分 (自動拡張)

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

	6-7 予測の記述的情報に関し、予測モデルが正しく適用されているかどうかについて追証することは。。。 (ひとつだけ)	6 7 7-2 7-1の場合に適用している方法は。。。 (複数選択可) (いくつでも)
1	とても容易	1
2	かなり容易	2
3	少し容易	3
4	わからない	4
5	少し困難	5
6	かなり困難	6
7	とても困難	7
	6-8 6-7の場合に適用している方法は。。。 (複数選択可) (いくつでも)	7-3 予測の記述的情報に関し、このような監査は。。。 (ひとつだけ)
1	分析的手続	1
2	実査	2
3	観察	3
4	質問/確認	4
5	計算	5
6	理解	6
7	その他 (具体的にお書きください)：スペース5行分 (自動拡張)	7
	(7) 予測の現実性と並んで、価値評価にかかる開示事項の場合、表現形態や語句の選択によって事実上期待される関係の意図した紛らわしい写像が伝達されていないかどうかを監査すること	7-4 7-3の場合に適用している方法は。。。 (複数選択可) (いくつでも)
	7-1 予測の数値情報に関し、このような監査は。。。 (ひとつだけ)	1 分析的な手続 2 実査 3 観察 4 質問/確認 5 計算 6 理解 7 その他 (具体的にお書きください)：スペース5行分 (自動拡張)
1	とても容易	1
2	かなり容易	2
3	少し容易	3
4	わからない	4
5	少し困難	5

【2】	質問 B：リスク報告の監査 (8-1~8-3, 全3問) 次の図は、コンツェルン状況報告書の実際の開示例です。この開示例では、企業リスクがリスクの種類別に、(1) リスクの発生確率、(2) リスクの危険度 (損失意思額/価値)、(3) リスクの高低、および (4) 前年度からの変化が明記されています。 この企業リスク情報が適切に表示されているかどうかをあなたが監査すると仮定した場合、(1) どのような監査手続を計画し、(2) どのようなデータまたは情報を利用しますか。 監査計画 (監査手続および利用するデータ・情報の骨子) をご記入ください。もし自由記載でのご回答が複雑な場合には、例示した手続を選択していただいてもかまいません。その場合は、該当する手続すべてに×印をつけてください。(複数選択可)	・利用するデータまたは情報 (いくつでも) 1 スペース8行分 (自動拡張) ・あなたが計画する監査手続 (いくつでも) 1 スペース8行分 (自動拡張) ・上記に代えて、監査手続を下記から選択 (複数選択可) (いくつでも) 1 分析的な手続 2 実査 3 観察 4 質問/確認 5 計算 6 理解 7 その他 (具体的にお書きください)：スペース5行分 (自動拡張)
	監査計画の骨子 (2)	監査計画の骨子 (2)
	8-2 危険度に対する監査手続	8-2 危険度に対する監査手続
	上記の3つの図表 (※ Veröffentlichte Beispiele aus einem tatsächlichen Konzernlagebericht) をここに繰り返して表示	上記の3つの図表 (※ Veröffentlichte Beispiele aus einem tatsächlichen Konzernlagebericht) をここに繰り返して表示
	監査計画の骨子 (1)	監査計画の骨子 (1)
	8-1 発生確率に対する監査手続	8-1 発生確率に対する監査手続
	上記の3つの図表 (※ Veröffentlichte Beispiele aus einem tatsächlichen Konzernlagebericht) をここに繰り返して表示	上記の3つの図表 (※ Veröffentlichte Beispiele aus einem tatsächlichen Konzernlagebericht) をここに繰り返して表示
		・利用するデータまたは情報 (いくつでも) 1 スペース8行分 (自動拡張) ・あなたが計画する監査手続 (いくつでも) 1 スペース8行分 (自動拡張)

	・上記に代えて、監査手続を下記から選択 (複数選択可) (いくつでも)		・利用するデータまたは情報 (いくつでも)
1	分析的手続	1	スペース8行分 (自動拡張)
2	実査		・あなたが計画する監査手続 (いくつでも)
3	観察		
4	質問確認	1	スペース8行分 (自動拡張)
5	計算		・上記に代えて、監査手続を下記から選択 (複数選択可) (いくつでも)
6	理解		
7	その他 (具体的にお書きください)：スペース5行分 (自動拡張)	1	分析的手続
	監査計画の骨子 (3)	2	実査
	8-3 前年度からの変化に対する監査手続	3	観察
	上記の3つの図表 (※ Veröffentlichte Beispiele aus einem tatsächlichen Konzernlagebericht) をここに繰り返して表示	4	質問確認
		5	計算
		6	理解
		7	その他 (具体的にお書きください)：スペース5行分 (自動拡張)

	質問 C： 年度決算書監査と状況報告書の監査との間の相違 (9-1~9-3, 全3問) (1行空ける) ・Frage Cは、年度決算書監査と状況報告書監査は、いずれも法定監査ですが、両者では、監査の対象が異なっていることから、監査人を得るべき確信の程度 (保証の程度) に差異があるかどうかを尋ねるための設問です。両者に差がある場合、それはどのような要因によって差が生まれていると回答者がお考えかを調査します。なお、FEEが2007年にすでに調査を行っています。ドイツの法定監査を調査対象としたものではなく、また、すでに10年を経ていますので、今回の調査で新たな知見が得られるものと思います。 (1行空ける) ・この調査は、両者の確信の程度に差があったからといって、各監査が不十分であるということを主張するものではありません。監査の対象が異なる以上、実際に監査人が獲得する確信の程度には差が生じるのが当然と考えています。両者の差をもって「ドイツの法定監査は不十分である」などと言うつもりは毛頭ありません。回答者には誤解されないようお願いします。	1	・コンツェルン状況報告書の開示内容がコンツェルン決算書のそれに比べて不確実性が高いから。 2
		2	・両者の作成を規定する会計基準の厳格さ・精緻さが異なるから。 3
		3	・コンツェルン状況報告書の監査基準・実務指針が詳細な規定を置いていないから。 4
		4	・両監査で実施する監査手続が相違するから。 5
		5	・両監査の結果、表明する監査意見の内容が異なるから。 6
		6	・その他 (具体的な理由を次に記入してください) スペース8行分 (自動拡張)
			質問 D：確認の付記における差異 (10-1~10-2, 全2問) (1行空ける) 10-1 あなたは、年度決算書の監査の場合、確認の付記の記載事項の、「年度決算書が事実関係と一致した写像を伝達していると認める」という表現と、状況報告書の監査の場合の、「状況報告書が企業の状況の適切に伝達していると認める」という表現との間に相違があるとお考えですか。 ・両者の間には相違が。。。 (ひとつだけ)
		1	ある
		2	ない
		3	わからない 10-2 設問「10-1」で「相違がある」と回答された方にうかがいます。相違がある場合、年度決算書の信頼性と状況報告書の信頼性とを比較するとすれば、どちらの方が信頼性が高いと言えるでしょうか。 ・信頼性が高い情報は。。。 (ひとつだけ)
		1	年度決算書
		2	状況報告書
		3	両報告書の内容が異なっているので比較できない 質問 E：最後の設問 (11-1~11-8, 全8問) (1行空ける) ・回答者が所属する経済監査会社に関する質問 11-1 あなたが所属している監査事務所の組織形態は。。。 (ひとつだけ)
		1	経済監査士個人事務所
		2	経済監査会社
		3	経済監査士共同事務所 11-2 あなたが所属する経済監査事務所の経済監査士数は。。。 (ひとつだけ)
		1	1000人以上
		2	500-999人
		3	100-499人
		4	100人未満 9-3 設問9-1と9-2とで異なる番号を選択・回答された方に伺います。異なる番号を選択・回答された理由として、次のうち該当する項目すべての□に×印を記入してください (複数選択可)。 (いくつでも)
		11-3	経済監査事務所 (または共同事務所) におけるあなたの地位 (複数に該当する場合は最高位をご選択ください) (ひとつだけ)

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

1	監査契約署名者（パートナー）		（ひとつだけ）
2	監査契約非署名者（パートナー）	1	5 社超
3	監査総括責任者（マネジャー・これに準ずる職位）	2	5 社
4	主査（スーパーバイザー・これに準ずる職位）	3	4 社
5	上級会計士（シニア・これに準ずる職位）	4	3 社
6	上記以外	5	2 社
【3】	・回答者ご自身に関する質問	6	1 社
	11-4 経済監査事務所での勤続年数		11-7 年齢
	（ひとつだけ）		（ひとつだけ）
1	30年超	1	70歳以上
2	21-30年	2	60-69歳
3	11-20年	3	50-59歳
4	5-10年	4	40-49歳
5	5年未満	5	30-39歳
	11-5 あなたは直近3年間において強制監査（商法典に基づく監査）に従事しましたか。	6	30歳未満
	（ひとつだけ）		11-8 性別
			（ひとつだけ）
1	はい	1	男性
2	いいえ	2	女性
	11-6 11-5で「はい」を選択した方にうかがいます。現在、あなたは何件の監査契約に従事していますか（被監査会社数）。		

上記の設問中、設問 B にかかる監査手続の例示については、ドイツ経済監査士協会監査基準第300号（IDW, PS 300）「決算書監査の枠内における監査証明（Prüfungsnachweise im Rahmen der Abschlussprüfung）」が定める監査手続（「図2 監査手続の種類」参照）にしたがった⁽¹⁰⁾。

2017年1月13日回答期限での回答件数は、21件にとどまっており、極めて少ない回答数である。ただし、全60問にも及ぶ設問に対し、全問を回答し、また、回答集計結果の連絡用メールアドレスを記載した回答者が大多数であることから、本調査はドイツ経済監査士にとって少なからずインパクトのある内容と受け止められていると考えられる。

VI. まとめ

本稿での検討の要点は次の通りである。

- 企業リスク情報の法定開示制度の特徴として、予測報告、リスク報告、チャンス報告の3範疇での開示内容が2012年12月31日後に開始する事業年度よ

(10) PS 300 は、2016年6月に改正された。WEB アンケートの設問の対象は、2015年度状況報告書にかかる監査であるため、改正前の基準にしたがっている。なお、改正前の適用年度は、2016年12月14日以前に開始する事業年度までである。

り拡充されており、予測情報として数値の記載、数値値域の記載または変動の方向と強さの記載のいずれかが求められることや、リスク情報として重要性を示す場合、リスクの発生確率とその効果（影響額）をもって記載することとされている。

- 企業リスク情報の信頼性について、法定監査が強制されており、年度決算書・状況報告書の監査人は、当該情報がいわゆる事実関係と一致した写像を提供しているかどうかについて監査意見を提示することが求められている。非財務情報の監査が法定制度として実施されている。
- 企業リスク情報の信頼性の監査につき、監査要点は明確に規則化されているものの、具体的な監査手続についてのルールは定められておらず、監査実務での監査判断の内容を明らかにすることに検討の意義が認められる。企業リスク情報は不確実性が高い情報であり、その信頼性を監査によって合理的に保証することがなぜ可能となっているのか、論理的には疑問があるだけに、どのような監査判断を経て監査意見が表明されているのかを明らかにすることが重要である。
- そこで、本稿では、ドイツ経済監査士458名（フランクフルト証券取引所プライム市場上場会社279社の2015年度営業報告書に開示されている確認の付記への署名者）に対し、WEBアンケート調査を実施した。回答結果については別稿にて報告する。

【参考文献】

- (1) Adler, H., W. Düring und K. Schmaltz, *Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen, Kommentar zum HGB, AktG, GmbHG, PublG nach den Vorschriften des Bilanzrichtlinien-Gesetzes*, bearbeitet von Forster, K. -H., R. Goerdeler, J. Lanfermann u. a., Bd. I-III, 5. Aufl. (Stuttgart 1987).
- (2) Brebeck, Frank und Dagmar Herrmann, “Zur Forderung des KonTraG-Entwurfs nach einem Frühwarnsystem und zu den Konsequenzen für die Jahres- und Konzernabschlussprüfung”, *Die Wirtschaftsprüfung*, 50 Jg. Nr. 12 (15. Juni 1997), S. 381-395.
- (3) Buchheim, R. und L. Knorr, Der Lagebericht nach DRS 15 und internationale

- Entwicklungen, *Die Wirtschaftsprüfung*, Jg. 59 Nr. 7, 1. April 2006, S. 413-425.
- (4) Deutsche Rechnungslegungs Standards Committee (DRSC), *Deutsche Rechnungslegungs Standard Nr. 20 (DRS 20)*, *Konzernlagebericht*, 4. Dezember 2012.
- (5) Dörner, Dietrich und Iren Schwegler, "Anstehende Änderungen der externen Rechnungslegung sowie deren Prüfung durch den Wirtschaftsprüfer", *Der Betrieb*, 50. Jg. Heft 6 (7. Februar 1997), S. 285-289.
- (6) Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur erleichterten Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz - KapAEG), *Die Wirtschaftsprüfung*, 49 Jg. Nr. 15 (1. August 1996), S. 564-568.
- (7) Global Reporting Initiative (GRI), Global Sustainability Standards Board (GSSB), *GRI Standards*, 19. October 2016.
- (8) Gross, G. und L. Schruff, *Der Jahresabschluß nach neuem Recht - Aufstellung - Prüfung - Offenlegung* -, 2. durchgesehene Aufl. (Düsseldorf 1986).
- (9) IAASB, *Exploring Assurance on Integrated Reporting and other Emerging Developments in External Reporting*, July 2015.
- (10) IAASB, Integrated Reporting Working Group, *Discussion Paper: Supporting Credibility and Trust in Emerging Forms of External Reporting: Ten Key Challenges for Assurance Engagements*, August 2016.
- (11) IDW, Fachgutachten des HFA 2/1988, "Grundsätze ordnungsmäßiger Berichterstattung bei Abschlußprüfungen", *Die Wirtschaftsprüfung*, 42. Jg. (1989 ①), S. 20-27.
- (12) IDW, Fachgutachten des HFA 3/1988, "Grundsätze für die Erteilung von Bestätigungsvermerken bei Abschlußprüfungen", *Die Wirtschaftsprüfung*, 42 Jg. (1989 ②), S. 27-36.
- (13) IDW, Prüfungsstandard (PS) 300), „Prüfungsnachweise im Rahmen der Abschlussprüfung“, Stand: 10.07.2014, *Die Wirtschaftsprüfung* 22/2006, S. 1445 ff., FN-IDW 11/2006, S. 727 ff., *Die Wirtschaftsprüfung Supplement* 3/2013, S. 13 ff., FN-IDW 8/2013, S. 343 ff., *Die Wirtschaftsprüfung Supplement* 3/2014, S. 11, FN-IDW 9/2014, S. 515.
- (14) IDW, Prüfungsstandard (PS) 350, „Prüfung des Lageberichts“, *Die Wirtschaftsprüfung*, 20/2006, S. 1293 ff., FN-IDW 10/2006, S. 610 ff., *Die Wirtschaftsprüfung Supplement* 4/2009, S. 1 ff., FN-IDW 11/2009, S. 533 ff., vom 09.09.2009 (Stand).
- (15) IDW, Wirtschaftsprüfer-Handbuch 2012, *Handbuch für Rechnungslegung, Prüfung und Beratung*, 14. Aufl., Band I (Düsseldorf 2012).
- (16) International Integrated Reporting Council (IIRC), *The International <IR> Framework*, Dec. 2013.

- (17) International Integrated Reporting Council (IIRC), *Assurance on <IR>: Overview of feedback and call to action*, July 2015.
- (18) KPMG, DRS 20 – Konzernlagebericht, *Accounting Insights*, Dezember 2012.
- (19) Moxter, Adolf, “Die Vorschriften zur Rechnungslegung und Abschlußprüfung im Referentenentwurf eines Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich”, *Betriebs-Berater*, Heft 14 (3. April 1997), S. 722-730.
- (20) Müller, Stefan, Stute, Andreas, und Karl-Heinz Withus (hrsg.), *Handbuch Lagebericht-Kommentar von § 289 und § 315 HGB, DRS 20 und IFRS Management Commentary*, Erich Schmidt Verlag, Berlin 2013.
- (21) Ordelheide, Dieter, “Internationalisierung der Rechnungslegung deutscher Unternehmen, -Anmerkungen zum Entwurf eines Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetzes”, *Die Wirtschaftsprüfung*, Jg. 49 Nr. 15 (1996), S. 545-552.
- (22) Referentenentwurf zur Änderung des Aktiengesetzes, “Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG)”, *Zeitschrift für Wirtschaftsrecht*, 17. Jg. Heft 50 (1996 ①), S. 2129-2139.
- (23) Referentenentwurf zur Änderung des Aktiengesetzes, “Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG) Teil II”, *Zeitschrift für Wirtschaftsrecht*, 17. Jg. Heft 51-52 (1996 ②), S. 2193-2198.
- (24) Rückle, Dieter, “Finanzlage”, in: Leffson, Ulrich/Rückle, Dieter und Bernhard Großfeld heraus., *Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB* (Köln 1986), S. 168-184.
- (25) Schröder, Andreas (BDO Deutschland), DRS 20: *Praxishinweise für die Lageberichterstattung*, <http://www.bdo.de/aktuelles/newsletter/rechnungslegung-pruefung-012014/inhaltsverzeichnis/neuerungen-in-der-handelsrechtlichen-rechnungslegung/drs-20-praxishinweise-fuer-die-lageberichterstattung/> (2014.10.29参照)
- (26) Seibert, Ulrich, “Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG), - Der Referenten-Entwurf zur Aktienrechtsnovelle-, *Zeitschrift für Wirtschafts- und Bankrecht*, 51. Jg. (4. Januar 1997), S. 1-9.
- (27) 小松義明, 『ドイツ監査制度改革論：1998年 KonTraG に基づく制度改革にみる現代ドイツ決算監査制度の特質とその基盤構造の研究』, 大東文化大学経営研究所, 2012。
- (28) 澤田真史, 『会計プロフェッショナルの矜持 –職業会計人の実態–』清文社, 2016年。
- (29) 内藤文雄編著, 『監査・保証業務の総合研究』, 中央経済社, 2014年。
- (30) 内藤文雄, 「企業のリスク管理システムおよびリスク情報に対する監査機能の拡張」, 『国民経済雑誌』, 第176巻第6号, 1997年12月, 47-62頁。
- (31) 内藤文雄他「企業リスク情報の開示と保証に関する意識調査－主要6ヵ国上場会社の国際比較－(上)・(下)」『週刊経営財務』第2758・2760号, 2006年2月, 49-

企業リスク情報に対する監査判断の探究に向けて（内藤文雄）

59・44-51頁

- (32) 内藤文雄, 『財務情報等の監査・保証業務』, 中央経済社, 2012年。
- (33) 内藤文雄, 「ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響」, 『甲南経営研究』, 第55巻第4号, 2015年3月, 69-103頁。
- (34) 日本政策投資銀行設備投資研究所, 「リスク情報の統合開示 — 統合報告にみる新しい財務報告の視座 —」, 経済経営研究, 第36巻第7号, 2016年3月。
- (35) 古庄 修, 『統合財務報告制度の形成』, 中央経済社, 2012年。
- (36) 松本祥尚・林隆敏・宮本京子・内藤文雄（共著）「企業リスク情報およびCSR情報の開示と監査・保証に関する国際比較分析 — 日米欧5ヵ国の上場会社に対する質問票調査結果 —」 関西大学商学論集, 第59巻第1号, 2014年6月, 139-169頁。
- (37) 山崎秀彦編著, 『財務諸表外情報の開示と保証 — ナラティブ・リポーティングの保証』, 同文館出版, 2010年。
- (38) 山崎秀彦, 「非財務情報の信頼性の保証」, 『會計』, 第189巻第2号, 2016年2月, 81-95頁。
- (39) 早稲田大学産業経営研究所, 「統合報告制度をめぐる理論的展開と実務上の対応・課題」, 第41回産研フォーラム報告集, 2016年3月。